

広島県告示第七百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社団法人東広島地区医師会	東広島市西条町土与丸一―一三番地	東広島地区医師会福祉用具貸与事業所	東広島市高屋町中島四九六番地	平成一九年三月二日
株式会社ザ・メニュー	広島市西区庚午中三丁目八番一九号	ライフケア銀の杖	広島市西区庚午中三丁目八番一九号	平成一九年五月二日
有会社ユー・アンド・ミー	福山市内海町字浜沖七三番一	ユー・アンド・ミー福祉用具レンタル事業所	福山市内海町七三番二	平成一九年五月二日
日立コンシューマ・マーケティング株式会社	東京都港区西新橋二丁目一五番一―二号	日立コンシューマ・マーケティング株式会社中国社備後支店	福山市高西町二―三―四二	平成一九年三月二日